

(別紙)

福島原発の事故に伴う計画的避難区域等に係る
雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて

	雇用保険の特例	雇用調整助成金
警戒区域 及び 屋内退避区域		×
計画的避難区域		× (1)
緊急時避難準備区域		
かつて屋内退避区域 であって、上記以外の ところ	(2)	

(1) 計画的避難区域に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業主については、引き続き利用可能。

(2) 屋内退避区域として特例給付が認められていたことを考慮し、当分の間の経過措置として、対象とする。

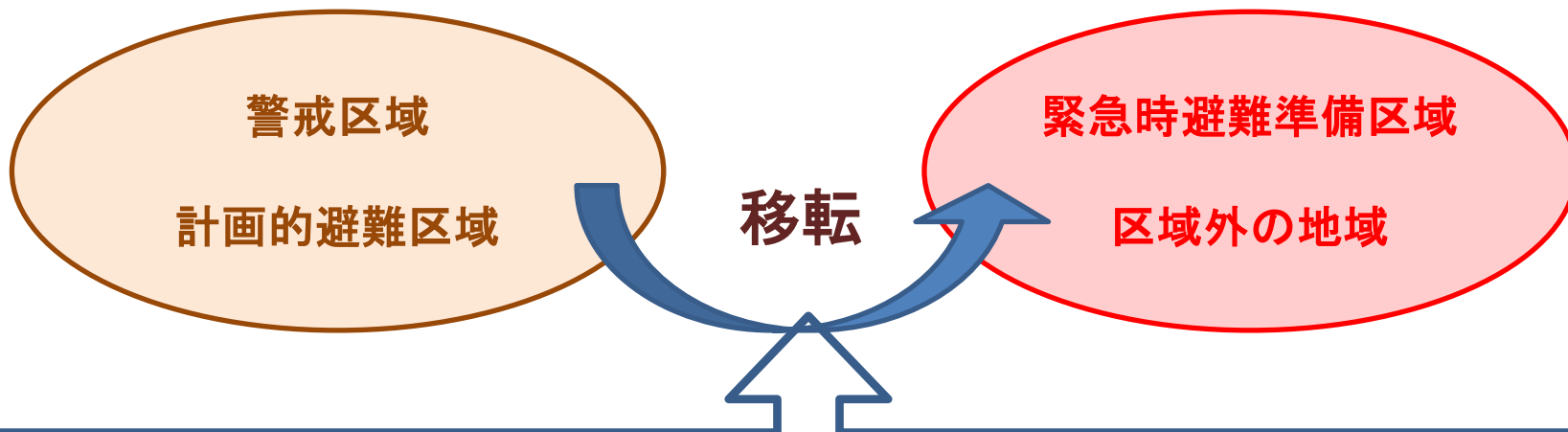
福島原子力発電所の区域設定に伴う雇用調整助成金の取扱いについて

警戒区域、計画的避難区域に所在する事業主は、事業活動縮小の理由が当該区域の設定を受けたことによる場合は、雇用調整助成金の対象とならない。

※ 緊急時避難準備区域に所在する事業主は、事業を継続している場合は対象

警戒区域、計画的避難区域に所在する事業主が、当該区域を出て、**緊急時避難区域又は区域指定を受けていない地域へ移転した場合(移転準備中を含む)**は、雇用調整助成金の助成対象となる。

※ 避難指示地域、屋内退避指示地域から移転(又は準備中)の場合も含む。



- 移転の準備中の場合、事業継続を目指した活動(事業所の場所探し、顧客集めのチラシ配り、取引先の開拓、融資の申し入れ等)を確認
- 遡及の特例は、事業再開に向けた活動開始日まで(最長で避難指示又は区域指定のされた日まで)
- 事業再開地が災害救助法の適用地域外でも、遡及特例が適用される